

防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金交付要綱

令和4年8月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格や生産資材費の高騰により深刻な影響を受けて厳しい経営環境にある農業者に対し、経費負担の軽減と経営の安定化を図ることを目的とし、防府市農業省エネ対策緊急支援事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付及び事業種目等)

第2条 市長は予算の範囲内において、前条の事業に要する経費について、農業省エネ対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の規定による事業種目、事業内容、補助率及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付申請をしようとする事業実施主体は、防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 第4条第1項の規定による通知を受けた事業実施主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業完了)

第6条 事業実施主体は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の1月31日のいずれか早い日までに、防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金実績報告書請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書により交付申請を行った事業実施主体は、前項の事業実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第7条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

(報告及び検査等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し事業実施状況等について報告を求め、帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第10条 事業実施主体は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月15日から施行する。

別表

| 事業種目 | 事業内容 | 補助率 | 事業実施主体 |
|--------------------|--|--------------------------------------|---|
| <p>農業省エネ対策緊急支援</p> | <p>1 施設園芸作物生産者が行う、施設の内張資材の被覆及び多段式サーモ機器の設置に要する資材費を支援します。</p> | <p>1 総事業費の1／4以内</p> | <p>1 認定農業者 2 認定新規就農者 3 認定農業者に準ずる者</p> |
| | <p>2 下記農業用機械の点検・部品交換・修理等の整備に要する経費を支援します。</p> <p>ア 乗用型トラクター イ 乗用型田植機 ウ コンバイン a 自脱型コンバイン b 大豆コンバイン c 普通型コンバイン エ 乗用管理機 オ スピードスプレーヤー</p> | <p>1 総事業費の1／4以内 2 補助額は上限15万円</p> | |

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

(宛先) 防府市長

防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金交付申請書

防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 申請者

| | |
|--------------------|--|
| 住 所 | |
| 氏名又は法人名 及び代表者氏名 | |

2 申請額

| | | | |
|---|------|-------------------------|----------|
| 申請額①（施設園芸省エネ対策資材費支援） 山口県農業協同組合中央会が実施する、「農業省エネ対策緊急支援事業計画承認申請書兼交付申請書」に記載の助成対象経費の1/4 | | ① | 円 |
| 申請額②（農業用機械省エネ対策整備費支援） 山口県農業協同組合中央会が実施する、「農業省エネ対策緊急支援事業計画承認申請書兼交付申請書」に記載の助成対象経費の1/4(上限15万円) | | ② | 円 |
| 申請額②以外の取組経費は下欄に記入してください。 | | | |
| 機械名 | 予定台数 | 取組内容 | 予定金額（税抜） |
| 乗用型トラクタ (30馬力未満) | | 修理・点検・部品交換 | ア 円 |
| | | 修理・点検・部品交換 | イ 円 |
| 補助対象経費(ア+イ) | ウ 円 | 申請額③ (ウ)×1/4(上限15万円) | ③ 円 |
| 合計申請額①+ (②+③)上限15万円) | | | 円 |

3 補助金の交付申請に関する誓約及び同意事項

| | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 下記について誓約及び同意します。 ※左欄□に✓を記入してください。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書および添付資料について虚偽はありません。 ・令和4年4月1日以降に着手した取組です。 ・本事業の実施にあたって、山口県農業協同組合中央会が実施する、「農業省エネ対策緊急支援事業計画承認申請書兼交付申請書」の写しを、防府市が取得することに同意します。 | |

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

（住 所）

（氏 名） 様

防府市長



防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金について、防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、別紙のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

指令第 号

(住 所)

(氏 名)

年 月 日付けで申請のありました防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金については、防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記の額のとおり交付します。

年 月 日

防府市長



記

交付決定額

円

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金実績報告書請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金について、防府市農業省エネ対策緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり報告し請求します。

1 請求者

| | |
|--------------------|--|
| 住 所 | |
| 氏名又は法人名 及び代表者氏名 | |

2 請求額

| | | | |
|---|-----|-------------------------|--------|
| 請求額①（施設園芸省エネ対策資材費支援） 山口県農業協同組合中央会が実施する、「農業省エネ対策緊急支援事業実績報告書」に記載の補助対象経費の1/4 | | ① | 円 |
| 請求額②（農業用機械省エネ対策整備費支援） 山口県農業協同組合中央会が実施する、「農業省エネ対策緊急支援事業実績報告書」に記載の補助対象経費の1/4(上限15万円) | | ② | 円 |
| 請求額②以外の取組経費は下欄に記入してください。 | | | |
| 機械名 | 台数 | 取組内容 | 金額（税抜） |
| 乗用型トラクタ (30馬力未満) | | 修理・点検・部品交換 | ア 円 |
| | | 修理・点検・部品交換 | イ 円 |
| 補助対象経費(ア+イ) | ウ 円 | 請求額③ (ウ)×1/4(上限15万円) | ③ 円 |
| 合計請求額①+ (②+③上限15万円) | | | 円 |

3 補助金の請求に関する同意事項

| | |
|---|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 下記について同意します。 ※左欄□に✓を記入してください。 |
| <p>・本事業の実施にあたって、山口県農業協同組合中央会が実施する、「農業省エネ対策緊急支援事業実績報告書」及び「令和4年度農業省エネ対策緊急支援事業取組状況報告書」の写しを、防府市が取得することに同意します。</p> | |